

## 平成17年度「認知症高齢者グループホーム等における 防火安全対策検討会報告書」の概要

認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災と同様の惨事を起こさないようにするために、認知症高齢者グループホーム等の防火上の課題と講ずべき対策について整理

認知症高齢者グループホームの特性	認知症高齢者グループホームの防火上の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力避難困難者が入所していることから、職員1人で火災時に全入所者を短時間で避難させることが困難</li> <li>○ 建物構造は、防火上脆弱なものが多い（木造、防火区画の未形成等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出火防止・着火防止に係る課題</li> <li>○ 火災の早期発見に係る課題</li> <li>○ 火災時の消防機関に対する通報に係る課題</li> <li>○ 初期消火・延焼拡大防止に係る課題</li> <li>○ 避難に係る課題</li> <li>○ 教育・訓練等防火管理に係る課題</li> <li>○ 用途の判定に係る課題</li> </ul>

# 報告書における防火対策及び報告書を踏まえた改正等について

認知症高齢者グループホームにおいて 講ずべき防火対策について	報告書を踏まえた消防法令の改正等
(1) 出火原因となる火気の使用又は取扱いの適切な管理等	⇒ 防火管理者選任基準の改正 (入居者+職員 30人以上→10人以上)
(2) 火災を早期に感知し、在館者に報知する自動火災報知設備の設置	⇒ 自動火災報知設備の設置基準の改正 (300㎡以上→すべて)
(3) 火災通報装置の設置	⇒ 火災通報装置の設置基準の改正 (300㎡以上→すべて)
(4) 個室および共用室に対する住宅用スプリンクラー設備の設置 <u>一般住宅と同程度の施設は、全入所者が安全な時間内に避難できることから、設置しないことが可能</u>	⇒ スプリンクラー設備の設置基準の改正 (1,000㎡以上→275㎡以上) (水道の水圧で放水できるスプリンクラー設備の設置)
(5) 防火管理者の選任を義務づける対象の拡大 ① 防火管理者の選任等の防火安全対策 ② 消防計画に定める教育・訓練等防火管理上必要な業務	⇒ 防火管理者選任基準の改正 (入居者+職員 30人以上→10人以上)